

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十七号）（財政課）

### 一 趣旨

政党助成法等の一部改正に伴い、支部報告書等の写しの交付手数料の額を定めるとともに、電磁的記録による少額領収書等の写しの交付に係る手数料の額を定める等するための改正

### 二 内容

- (一) 政党助成法等の一部改正に伴う支部報告書等の写しの交付手数料の新設
    - ア 複写機により用紙に複写したもの 一枚につき 十円
    - イ 電磁的記録を光ディスクに複写したもの 一枚につき六十円又は八十円
  - (二) 電磁的記録による少額領収書及び収支報告書等の写しの交付手数料の追加  
電磁的記録を光ディスクに複写したもの 一枚につき六十円又は八十円
  - (三) 規定の整備
- ### 三 施行期日
- 二(一)については令和八年一月一日、二(二)及び二(三)については公布の日